

保護者様

令和 年 月 日

主治医 様

熊本県立水俣高等学校

熊本県立水俣高等学校

年 組 号 氏名

学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、罹患者の安静・休養と、学校でのまん延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。原則は病院で発行される診断書になりますが、主治医等のご好意により、学校が発行する罹患証明書に記載していただける場合は、別紙(右)への記入をお願いしてください。

この用紙への記載は、法律等で無料と定められているものではありません。有料の場合、学校からの文書料の支給はなく、個人負担となりますのでご了承ください。

これらの証明書は、生徒が回復して登校した際に担任へ提出してください。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

	疾病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)  百日咳  麻疹(はしか)  流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  風疹(三日はしか)  水痘(水ぼうそう)  咽頭結膜熱(プール熱)  結核  髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで  特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで  解熱した後3日を経過するまで  耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  発疹が消失するまで  すべての発疹が痂皮化するまで  主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において 伝染のおそれがないと認めるまで

誠におそれいりますが、学校保健安全法に定められている出席停止扱いに該当している疾患(学校保健安全法施行規則第18条)に罹患している場合は、証明をお願いします。

下記の通り、○印の疾患により、登校を停止し、治療もしくは療養が必要であることを証明します。

登校停止の期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで(見込み)

診 断 名

(第2種の感染症)

(第3種の感染症)

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1 インフルエンザ  | 1 コレラ 腸チフス パラチフス      |
| 2 百日咳      | 2 細菌性赤痢               |
| 3 麻疹       | 3 腸管出血性大腸菌感染症         |
| 4 流行性耳下腺炎  | 4 流行性角結膜炎             |
| 5 風疹       | 5 急性出血性結膜炎            |
| 6 水痘       | 6 その他の感染症             |
| 7 咽頭結膜熱    | 学校において他に感染させるおそれのあるもの |
| 8 結核       |                       |
| 9 髄膜炎菌性髄膜炎 |                       |

令和 年 月 日

医療機関名

医 师 名

印